

介護職員等特定処遇改善加算にかかわる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに何度かの取り組みが行われてきました。令和元年 10 月の介護報酬の改定においては、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うため、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するにあたり、下記の 3 つの要件を全て満たしている必要があります。

1. 介護職員処遇改善加算 I～III のいずれかを取得していること
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは

上記算定要件についての賃金改善以外の具体的な取り組み内容を情報公開制度や自社の法人ホームページなどを活用して、外部から見える形で公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします

< 処遇改善加算の取得状況 >

介護職員処遇改善加算 I

介護職員等特定処遇改善加算 II

介護職員等ベースアップ等支援加算

職場環境要件の掲示について（職場環境改善の取り組み）

見える化要件に基づき特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を掲示します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、強度行動障害基礎研修、サービス提供者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格支援制度)を導入し、受験料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。児童発達支援管理責任者資格、強度行動障害基礎研修を受けやすい環境を整える。
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境	1日又は半日単位に有給休暇を取得できることをし、有給休暇取得推進を積極的に行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故発生又は再発防止マニュアルを策定し事故・トラブル発生時に対応できるよう周知・徹底している。
生産性向上のための業務改善の取り組み	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化、連絡帳の電子化による業務負担軽減を行っている
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎日、朝のミーティング、月1回の職員会議やケース会議を実施し利用者支援で気づいた点、問題点を共有し利用者への支援が安全・安心に支援出来るよう周知・徹底している。